ハータミー・イラン・イスラーム共和国大統領の政治思想

Political Thought of Iranian President Seyyed Mohammad Khatami

法学研究科法律学専攻博士前期課程修了

小 林 伸 一

Shinichi Kobayashi

はじめに

1997年5月にセイエド・モハンマド・ハータミーが第7期イラン・イスラーム共和国大統領選挙で 当選して以来、同氏は2期7年以上に亘り改革路線の推進を試みてきた。ハータミーの当選以来イラン国内で目に見える形で現れ始めた種々の変革の動きは、強力な実権を有する保守派の頑強な抵抗に 遭いその十全な実現を見ていないとはいえ、1979年のイスラーム革命により成立したイランのイスラーム体制変容の一過程として国際的に注目を浴びてきた。

その一方で、ハータミーが大統領として表明してきた改革の主張の基盤を形作っている政治思想の論理を分析した研究は少なく、我が国では、佐野東生がハータミーの最初の著書『波への畏れ』の概略を紹介し¹⁾、富田健次がハータミーの政治思想に関する言説をより多くの文献を用いて紹介している²⁾が、筆者は、「イスラーム市民社会(jame'e-ye madani-ye eslami)」の概念を提示し、またイラン・イスラーム共和国憲法実施の重要性を訴えてきたハータミーの主張を的確に把握するためには、同氏の政治思想の論理構造を解明し、「イスラーム市民社会」や「憲法」というハータミーのキーワードをその論理構造の中に適切に位置付ける作業が必要であると考える。そして、そのためには、ハータミーの政治思想確立までの思索の過程を辿る必要があると考える。本稿は、従来必ずしも十分行われてこなかった上記作業を行うために、ハータミーの著書・演説の網羅的研究を行おうとするものである。

具体的には、まず第1章でハータミーの政治思想形成の背景としての同氏の経歴を概観した後、第2章で基本的問題提起(イスラーム体制存続のためにはいかにすべきか)とこれに答えるための同氏の対処法を文化・イスラーム指導大臣時代の同氏の講演を基に整理し、第3章で、文化・イスラーム指導大臣職辞任後同氏が行ったイスラーム世界衰退の原因とその再興の方途に関する考察をまとめ、第4章で、大統領就任後の同氏の諸演説を基に、上記問題提起と考察の上に確立された「イスラーム市民社会」の概念をはじめとする同氏の政治思想の内容とその論理構造を明らかにすることを試みる。

本稿で用いたハータミーの著書・演説選集は以下の通りである(括弧内のうち、『』は和訳名、その 後の英文名は本文・注における略称を表す)。

(著書)

Bim-e Mouj, Mo'assese-ye Sima-ye Javan, 1372 (『波への畏れ』、Bim)

Az Donya-ye Shahr ta Shahr-e Donya, Ney, 1373 (『「都市」という世界から「世界」という都市まで』、Donya)

Ain va Andishe dar Dam-e Khodkamegi, Tarh-e Nou, 1378 (『専制に囚われた宗教と思想』、Ain) (演説選集)

Touse'e-ye Siyasi, Touse'e-ye Eqtesadi va Amniyat, Tarh-e Nou, 1379 (『政治的発展、経済的発展及び治安』、Touse'e)

Zanan va Javanan, Tarh-e Nou, 1379 (『女性と若者』、Zanan)

Eslam, Rowhaniyat va Enqelab-e Eslami, Tarh-e Nou, 1379 (『イスラーム、聖職者及びイスラーム 革命』、Eslam)

Goftogu-ye Tamaddon-ha, Tarh-e Nou, 1380 (『文明間の対話』、Goftogu)

Ahzab va Showra-ha, Tarh-e Nou, 1380 (『政党と議会』、Ahzab)

Mardomsalari, Tarh-e Nou, 1380 (『民主主義』、 Mardomsalari)

. ハータミーの政治思想形成の背景

ハータミーは1943年10月、イラン中部ヤズド州アルダカーンでシーア派高位イスラーム法学者の家庭に生まれた。アルダカーンの金曜礼拝導師であった父アーヤトッラー・セイエド・ルーホッラー・ハータミーは、イスラーム世界以外の多様な思想にも接することを奨励する開明的人物であったことから3、ハータミーは知的好奇心を自由に育むことができた。その後、ハータミーは学生時代にイスラームのみならず西洋思想・哲学に接する機会を進んで求めた4。また、78年にハンブルク・イスラーム・センター所長に就任し西独に滞在したことは、同氏にとって西洋文明への理解を深める機会になったと思われる。それまでもハータミーは他のイスラーム法学者より柔軟な考え方を有してはいたが、訪独を機に一層開明的になったと言われる5。ハータミーの政治思想形成の上で、同氏の家庭環境と欧州滞在経験が大きな影響を与えたことが指摘されているが6、ハータミーが若い頃から西洋思想に関心を広げ、また西洋文明に直に接する体験をしたことが、後述のような問いかけを行う一因となったとも考えられる。

79年の革命後、最高指導者ホメイニーから「ケイハーン」新聞社における最高指導者名代に任命されたハータミーは、記者に執筆の自由を保障し、当時の編集委員を当局の弾圧から擁護した⁷。82年から文化・イスラーム指導大臣として文化行政を担当した時期には、映画、芸術、出版に対する検閲の緩和を進めたが、保守派の圧力が強まったことが一因となり、92年同職を辞した。

その後、ハータミーは国立図書館長及び大学講師として政治思想史の研究と講義に従事し、これら

講義を基に後述の2冊の研究書を著した。同時期、ハータミーはセイエド・ジャヴァード・タバータバーイー(Seyyed Javad Tabatabai, 1945-)やアプドルキャリーム・ソルーシュ(Abdolkarim Sorush, 1945-)から思想上大きな影響を受けたと言われており80、またモフセン・キャディーヴァル(Mohsen Kadivar, 1953-)とも交流があった90。97年の第7期大統領選挙に際し、左派(後の改革派)より出馬が要請された時、ハータミーが最高指導者ハーメネイーを訪ね、大統領に当選した暁に憲法を完全に実施することを目指す考えであることをハーメネイーに断ってから出馬したとのエピソード100は、同氏が92年から97年の間に自身の政治思想を確立していたことを物語るものである110。そして、同氏の政治思想は大統領選出後の諸演説において一層具体的に表明されることとなった。

では、以下、ハータミーの政治思想確立に至る過程を辿ることとする。

. 『波への畏れ』における問題提起と回答の模索

ハータミーは、文化・イスラーム指導大臣時代の講演をまとめた最初の著書『波への畏れ』(以下、本章は全て同書から引用)¹²⁾において、"イスラーム体制が外部からの脅威である強力な西洋文明に対抗するためには如何に対処すべきか"、"イスラーム体制が内部に抱えている弱さ・欠陥は何であり、これを克服するためには如何に対処すべきか"、との基本的問題提起を行い、イスラーム体制を脅かしている要因として西洋文明とイスラーム内部を挙げ、双方について分析を加え、これらへの対処法を論じている。

1.外的脅威である西洋文明への対処法

同書でハータミーは、西洋文明を、政治的側面から見れば老いたとはいえ依然世界を優越的に支配しており(p.185)、イスラーム体制を外部から脅かしているものとして描く。すなわち、西洋は、「自分以外の存在を容認せず、自らの思想基盤と価値論理以外のものが世界で支配的になることを望まず」、自らの思想・価値に従わないものを屈服させるか殲滅しようとする傾向があり、このためにイスラーム革命は度重なる圧力と陰謀にさらされている(p.138)、「西洋文明の政治的本質は帝国主義であり」(p.186)、政治面では妥協することなく抵抗する必要がある(p.188)、また、西洋文明の思想・価値システムとしての側面から見れば、西洋の「文明・思想基盤は『自由』に立脚して」おり(p.134)、「『自由』とは人間の本然的欲求・理想である」(p.134)一方、イスラーム革命は「人間がそれを獲得する能力を有しているとはいえ、生まれつきそれを有してはおらず苦心して獲得しなければならない神への畏敬」といったものを基盤とする体制を築こうとしているのであり(p.136)、「イスラーム革命の思想基盤・目的と今日の世界で受け入れられている[西洋の]思想・価値基盤は、多くの事柄において異なっているどころか、相反している」(p.133)。

しかし、ハータミーは、西洋文化の流入を「禁止」する政策は、過去に禁止政策を取った体制が滅

んだという歴史に照らし望ましいものではないと理解され¹³、また今日の世界で思想の伝播の統制が不可能である以上無意味である、ゆえに国民の「思想、感覚、信仰、精神における免疫力(masuniyat)をつけさせ、文化侵略に対する内面の抵抗力を鍛える」以外に方法はない、そのためには国民が異なる思想に触れることが出来るよう「社会に多様な見解が遭遇しあうようにする必要がある」と指摘する(pp.150-152)。

また、「いかなる文明も他の文明や過去の文明を必要とする」(p.192)のであり¹⁴、「文明を創出するところの生きた思想は、過去の文明のあらゆる前向きな要素(tamam-e 'anasor-e mosbat-e tamaddon-e qabli)を獲得し、自身の内に消化し、それらに新たなものを加えている」(p.193)。このような考えから、ハータミーは、イスラーム革命によって確立しようとしているイスラーム体制は、「西洋文明の前向きな側面(jahat-e mosbat-e tamaddon-e gharb)を獲得する能力を有し、且つ、西洋文明の好ましくない側面(janbe-ha-ye tamaddon-e tam

更にハータミーは、思想における西洋との闘いには、「論理と知性を用いて対抗する必要があり、西洋よりも強力で包括的且つ魅力的な思想を提示することによって危機を回避することが出来る」(p.189)と述べると共に、思想的対立を正しく理解するためには、「西洋を正確に、学術的に、公平に知る以外にない」と主張し(p.190) 西洋に対する正確な認識の必要性を訴える。

ハータミーは、西洋に対抗し得る思想を構築するための対処法について、イスラーム内部の問題に 関する以下の考察で論じる。

2. 内的脅威であるイスラーム内部の問題

ハータミーは、イスラーム体制を脅かしている要因は、世界的に優勢な立場にある西洋文明だけでなく、イスラーム内部にもあるとし、守旧主義と折衷主義がイスラーム思想衰退・弱体化の要因であったと指摘する。「イスラーム思想には、イスラーム思想を滅亡させかねない2つの要因があった。一つは、折衷主義(ta'vil va elteqat)であり、もう一つは守旧主義(jomud va tahajjor)である。2つに共通するのは、共に神聖な霊感に対し限られた解釈を施すことにより、人間の意思を重視しない、という点である。折衷主義は、神聖な価値とイスラームの命令の境界を破ることにより、ハラームをハラールにし、守旧主義は、自らの狭隘な理解によって、ハラールをハラームにしてしまった。その結果、両者とも宗教を弱化し、社会を宗教から遠ざけてしまうこととなった」(pp.49-50)。

ハータミーによれば、イスラーム思想における折衷主義及び守旧主義のせいで、イスラームが現実

の社会の運営に関与しないようになった¹⁵⁾。イスラームに基づく社会運営の経験が長らくなかったため、イスラーム革命後の体制を構築するに当たり、他者との関係を規定し、また社会システムを確立し運用するための理論が我々には欠如している(khala'-e teorik)とハータミーは述べる(p.139)。

3.基盤とすべきイスラーム

ハータミーは、他の思想と格闘する前に、まずイスラーム革命の基盤となったイスラームがいかなるイスラームであるかを確認する必要があると指摘する。なぜなら、イラン国内には依然として、反動的(erteja'i)イスラーム、折衷的(elteqati)イスラームが存在するからである(p.159)。そして、ハータミーは、イスラーム革命が依拠しているのは真のイスラーム(eslam-e haqiqi)であり、これは、ホメイニー、モタッハリーが主張したところのイスラームである、と述べ(p.166)、イスラームが現代において有効であるためには彼らが主張したイスラーム思想に立脚する必要があると主張する。この2人の思想の共通点は、イスラーム法学を良く修めると同時に、時代状況について通暁すべきことを強調している点である160。

ハータミーは、ホメイニーのイスラーム思想の特色として、特に時代と場所に適合しうるイジュティハードの重要性を強調している点を指摘し、ホメイニーの以下の言葉を引用している。

「現代の混沌とした世界において非常に重要な問題の一つは、イジュティハードにおいて時代と場所が果たす役割 (nagsh-e zaman va makan dar ejtehad) 及び意思決定の方法である」(p.35)。

「聖職者は、全ての問題に積極的に参加しなければ、現存のイジュティハードが社会の運営に際して十分でないということを理解することが出来ないだろう。神学校及び聖職者は、思想の脈動と社会の未来のニーズを常に把握し、問題発生より数歩先んじて、適切な対応をする用意ができていなければならない」(pp.36-37)。

「時代と場所は、イジュティハードを決定する際の2つの要素である。過去において[イスラーム法学上の]命令が既に存在する問題について、表面上は体制の政治・社会・経済に対する統治者の関係という同様の問題であっても、新たな命令が見出されるかも知れない。それはすなわち、政治・社会・経済の関係を正確に知ることにより、この問題は表面上変わっていないように見えても、実際には新たな事象となっていることが理解され、必ずや新たな命令が必要とされるからである」(p.38)。

またハータミーは、モタッハリーの「クルアーンの最大の敵は、守旧主義(jomud)であり、ある特定の時代における特定の見方で停滞していることである。(中略)預言者は、自らの言葉で繰り返し、クルアーンを一時代の特定の見方に限定してはならない旨述べられている」(p.74)「イジュティハードは、相対的な概念であり、変化しうる未完成のものである」(p.74)との発言も引用して、時代に即したイジュティハードの必要性を強調する。

ハータミーは、このようなイスラームに立脚して、西側思想に優越する新たな思想を構築する必要があると訴える。なぜなら、イスラーム体制を将来に亘って維持しようとするのであれば、イスラー

ム体制が他の思想より強力で論理的且つ魅力的で社会の問題解決に有効な思想を見つけ出し、提示する以外に方法はないからである(pp.153-154)。このために、「我々は、イスラームの根本的源泉に立ち返り、この分野 [社会生活] における行動基準・原則・規則を見つけ出し、この欠如を埋めなければならない」(p.140)、「もし我々の生活と行動の方法が、革命と時代のニーズに適合していなければ、問題に行き当たるのは当然である。(中略)革命が目指したものと適合する現実の規範を獲得するために、思想的闘争を開始しなければならない」(p.141)、「(この分野において我々が不足しているところの)個人及び社会の現実の行動規範を明らかにするのはイスラーム法学である。すなわち、我々のイスラーム法学は、革命の理想、時代のニーズに適合するよう変化しなければならない」(p.142)。そして、ハータミーは、時代と場所、今日の世界と社会のニーズに適ったイジュティハードを行い、イスラーム革命に基づく社会における「不足と欠如(kambud va khala')」を埋める作業が第一に優先されなければならないと強調する(p.142)。

.『「都市」という世界から「世界」という都市まで』と『専制に囚われた宗教と思想』 におけるイスラーム世界の衰退原因及び再興の方途の探求

文化・イスラーム指導大臣辞職後、ハータミーは"イスラーム体制存続のために何をすべきか"との問題提起を、"衰退したイスラーム世界を再興させるためには何をすべきか"という視野にまで拡大して、政治思想史の観点からイスラーム世界衰退の原因とその再興の方途を探求した。その研究と思索の成果をまとめたものが『「都市」という世界から「世界」という都市まで』(以下、*Donya*)と『専制に囚われた宗教と思想』(以下、*Ain*)である¹⁷。

ハータミーは*Donya*第6章でイスラーム世界と中世キリスト教世界を比較し、 イスラーム世界では政治等の外面的実践が宗教的性格を有したこと、 宗教とイスラーム法が信徒の義務を明らかにしているため実践面で哲学が活躍する余地がなかったこと、 宗教が世俗生活の運営と政治体制の確立を求めたが為政者が専制に宗教色を与え専制を宗教的に正当化したことが原因となって、キリスト教世界に比して政治思想が発展しにくかったと論じる(*Donya*, pp.148-152)。その後、ハータミーは*Ain*において"宗教色を得た専制"について、以下のような一層踏み込んだ分析を行う。

1. 専制による統治者・人民間の双務的合意の変質

ハータミーによれば、イスラーム世界では、「ムアーウィヤの時代に至るまでは、バイア(bey'at. 被統治者が統治者に服従と忠誠を誓う契約)とは特別な意味を有し、それは [権力者とイスラーム共同体]双方間の合意、すなわち特定の限界と条件を遵守する義務をもつ権力者への服従(t'ahhod be eta'at va peyrovi az hakemi ke movazzaf be re'ayat-e hodud va sharayet-e khasi)を意味した。イスラーム共同体の側も、権力者が違反を犯した場合には統治の義務を明らかにする権利を留保してい

た。いずれにせよ、権力獲得のために武力に依ることは双方にとって無効と見なされていた」(*Ain*, p.24)。しかしながら、ムアーウィヤの暴力と武力と弾圧と恐怖政治に基づく体制によって、「預言者の時代以来 [統治者と人民の間の双務的合意という]政治的法律的に特別な意味を有してきたバイアは、武力に依拠し自身の権力に何の条件も制約も甘受しない支配者に対するイスラーム共同体の絶対的服従という一方的義務を意味する概念へと変化した」(*Ibid.*, p.25)。そして専制状態の継続により、「人民は自身の政治的運命への関与を剥奪されていった」(*Ibid.*, p.25)。その後のアッバース朝、ガズナ朝、セルジューク・トルコ朝、モンゴル、オスマーン・トルコ朝、サファヴィー朝と続くイスラーム王朝はいずれも武力に依存した専制体制であった(*Ibid.*, pp.31-62)。「専制(taghallob)こそ、これら王朝体制の源であり、体制の樹立や転覆における基本要素としての人民の要求は影響を与え得なかった。当然のことながら、支配者側も、人間によって規定された制度に対する自身の責務を感じることはなかった」(*Ibid.*, p.63)。

2. 専制による政治・社会思想発展の阻害と内面・神秘主義への逃避の傾向助長

ハータミーによれば「ファーラービー [Farabi, ca.870-950] 以降のイスラーム世界が政治思想を拒絶したこと、及び大多数のムスリムの精神面において一種のスーフィズムが支配的となったことの根本原因は、武力と財力と虚偽に依存した政治権力以外になく、また信仰と思想が専制(khodkamegi)に捕えられたことは、ムスリムに多大な損失と災禍をもたらす源となった」($\mathit{Ibid., pp.16-17}$)、「『宗教色を得た専制(taghallob-e rang-e din gerefte)』こそ、イスラーム世界における苦い現象の最重要要因であり、まさにこれによって(少なくとも人間の社会・世俗的生活における)思想の拒否が説明される」($\mathit{Ibid., p.326}$)。このような中、哲学者たちは、現状改革の希望が見出せないため、現存するものがいかに悪くとも、人間の救済が現状の変更によっては実現し得ないと評価する。そして、政治思想から距離を置き、理性の果てしない大洋に溺れることに解放の道を見出そうとするのであった($\mathit{Ibid., p.376}$)。専制が宗教の名によって自説の正当性を主張する環境下では、特に政治分野において思想が自由に発展する余地はなく、ファーラービー没後、思想は現存する専制政治の正当化のために機能し、専制の基盤を変更するためのものとはなりえなかった。「ファーラービー没後、理性と良好な関係を持てなかったイスラーム法専門家が形而上学を宗教の偏向の一種と見なしたこと、また専制主義の権力濫用者が権力の基盤について疑義を呈することを認めなかったことから、この二つの圧力の下、政治に関する考察は休止されてしまった」($\mathit{Ibid., p.297}$)。

3.「専制かぶれ」

ハータミーは大統領就任後に、このようなイスラーム世界における長い専制の歴史がもたらした弊害を「専制かぶれ(estebdadzadegi)」と総称し(*Goftogu*, pp.117-118他)、具体的問題として英雄待望論(montazer-e qahreman. すなわち自身の社会的運命に対する責任感の欠如。*Mardomsalari*,

p.67, p.125, *Ahzab*, p.25) 他者への寛容の精神の欠如、 法律嫌い(qanunsetizi)(*Eslam*, p.107 他)のような性向がイランを含むイスラーム世界に存在することを、例えば以下のように指摘した。

「国民は自らの運命に対し深い責任感を持っていない。我々の文化における支配的精神は、スーフィズムによる個人主義の一種であって、それは個人の個性が社会に顕現することを許さず、その結果個人は自身の内面に逃避し、自身の精神的要請に応えるべく努力することになる。歴史的に我々の体制は専制体制であったため、国民の個性と本質の成長が妨げられてきた。すなわち、我々は全く民主主義の訓練をしてきておらず、議論と対話を行う忍耐力を持っていないのである」(*Ahzab*, pp.24-25)。

「我々の社会は、文化的に法律を嫌う傾向がある。なぜなら、過去においては、法律は国民の利益を担保するものではなく、一人の独裁者や国民を支配する一集団の利益を押しつけるためのものであり、それは力によって強制されてきたものであり続けたからである。国民は法の編纂に何ら役割を果たさず、法もまた国民の利益を担保する内容ではなかった」(*Touse'e*, p.115)。

4. イスラーム世界再興の方途

ハータミーはDonyaにおいて、西洋政治思想を回顧した上で、リベラリズムに到達する過程で西洋社会が獲得した「自由」、「権力の抑制と監督」、「立憲主義」といったものの中に、何世紀もの専制の弊害を克服するために思想面で学ぶべき事項があると主張する。「『自由』、『権力の抑制と監督』、『立憲主義』といった事項は、被統治者である国民の意思と要求によって、また、これら価値ある全ての事項を実現するための(中略)メカニズムを獲得するための努力によって、そして多くの代償を支払って獲得されたものである。そして、これらの事項は(中略)イマームお隠れの時代に宗教体制の実現が必要であると考える敬虔な者たちにとってさえ価値ある資産である」(Donya、p.285)。そして「これら[『自由』、『権力の抑制と監督』、『立憲主義』]の淵源は、東洋、イスラーム世界を含む過去の社会の宗教・道徳の教えの中に見つけることができる」(Ibid., p.285)としつつ、「これらの事項を用いて政治を再考する際には、思索と知性(hekmat va kherrad)を必要とする」(Ibid., p.285)と述べる。前述のハータミーの対処法に鑑みれば、「思索と知性」とは時代と場所に適ったイジュティハードを行うことを指すものと考えられよう。

. ハータミーの政治思想

ハータミーは、イスラームの教えの中に存在する自由や権力の抑制と監督を担保する立憲主義的な思想について、大統領就任後の演説においてより具体的に説明し、「イスラーム市民社会」の概念を提示する。以下、大統領就任後の演説選集¹⁸⁾によりながら、ハータミーが大統領就任後に表明した「イスラーム市民社会」の概念を明らかにすると共に、同氏におけるイスラーム革命の意義付けやイスラーム共和制、憲法の位置付けを整理し、同氏の政治思想とその論理構造を明らかにする。

1.「イスラーム市民社会」

(1)淵源としての「預言者の町」

ハータミーは、イスラームの歴史の中に存在する人民体制実施の模範として、歴史及び思想的基礎の観点において「預言者の町 (Madinah-al-Nabi)」を淵源とする一つの市民社会を想定し、この概念を「イスラーム市民社会 (jame'e-ye madani-ye eslami)」と名付ける (*Eslam*, pp.23-24)。イスラーム市民社会の淵源は、ハータミーが、初期イスラーム社会 (預言者の町確立から正統カリフ時代まで)の中に市民社会的要素を発見したこととも関わっていると考えられる (前述の通り、ハータミーは「権力の抑制と監督」、「立憲主義」の理念を、初期イスラーム社会の統治者と人民の契約であるバイアの本来の概念の中に発見している)。ハータミーは、イスラーム市民社会は、ギリシャのポリスを起源とする「西洋市民社会」と起源及び本質の点で異なるものであるとしつつ、両市民社会には、「人間が自らの運命の支配者であり、人間が決定・質問・問責・選択の権利を有する」こと、また「権利及び義務は法で規定されたものであるべきであり、法に依らずには何人にも義務を課してはならないし、法で定められた権利を拒否したり付与しないことなどできない」こと、という共通の基盤が存在する、と述べる19。

(2)模範としてのイマーム・アリー

ハータミーによれば、「預言者の町と共に始まったイスラーム市民社会は、イマーム・アリーを基軸(mehvariyat)としてその基盤を強固なものとすることが出来た」(Ibid., p.77)はずであったが、「遺憾ながら預言者没後イスラーム社会で起こった偏向[宗教色を得た専制]の故に、実現されるべきこのような社会は遂に実現を見なかった」(Ibid., p.77)。「遺憾ながら、預言者没後、社会の中でイマームたちという正式な基軸は否定されてしまった」(Ibid., p.77)。しかし、「イマームたちは神の啓示の正しい理解と活用の方法を残したのみならず、正しい統治方法と良い社会の確立方法をも我々に示した」(Ibid., p.77)として、初期イスラーム社会の中で特に「イマーム・アリーは、預言者が逝去し神の啓示が断たれた後の時代における、人間の模範(olgu-ye ensan-ha)である」(Ibid., p.38)、「イマーム・アリーは常に人間にとってより優れた人間を形成するための、またクルアーンの教えに基づく社会を形成するための模範である」(Ibid., p.39)と述べ、イスラーム共和制が範とすべきはイマーム・アリーであると主張する(Ibid., p.43)。

ハータミーは、イマーム・アリーが統治した期間に目指された社会の特質について次のように述べる(*Ibid.*, pp.40-43)。

(イ)イマーム・アリーが目指した体制は、イスラームの価値に基づいた体制である。理性、すなわち宗教・世界に関する思索、イスラームの価値と命令に基づく生活の運営にとってより良い方法を見つけることは、一つのイスラームの価値である。すなわち、イマーム・アリーはイスラーム・道徳・理性の価値に基づく体制の確立を目指したのである。

(ロ)イマーム・アリーが目指した社会においては、人間は尊重される存在であり、ムスリムに限ら

れず、イスラーム体制の枠内で生活する全ての人間が尊重される。イマーム・アリーは、一人のムス リムの苦しみに胸を痛めたのみならず、一人のユダヤ人やキリスト教徒の権利が侵害された場合にお いても胸を痛め、これら少数派の権利を守るためにムスリムが殺害されたとしても非難すべきことで はない、とまで述べた。

(ハ)イマーム・アリーにとっては、統治される者もまた尊重されるべき存在であった。イマーム・アリーは、かつてサーサーン朝ペルシャの専制支配下にあった町を訪れた際、住民がかつての専制君主に対したのと同様の歓待をしたのに対し、貴方たちはなにゆえに自分をへりくだらせるのか、貴方たちは統治者とどんな違いがあるというのか、何の違いもないではないか、自分を卑小化してはいけない、貴方たちは偉大なのだ、と述べている。

(二)イマーム・アリーは、自分への反対者に対してすら可能な限り寛大さと慈悲の心をもって振舞った。[イマーム・アリーの一派から離脱し、後にイマーム・アリーを暗殺した]ハワーリジュ派に対しても、イマーム・アリーは彼らが剣を差し向けるまでは国庫の分け前の分配を止めることもなかったし、彼らは時にイマーム・アリーを侮辱すらしていたにも拘わらず、イマーム・アリーは彼らの議論と表現の自由を妨げなかった。しかし、反対者が体制打倒の意図を持って武力に訴えようとした際には、イマーム・アリーは体制維持のために断固たる対応をした。すなわち、イマーム・アリーが反対者を弾圧したのは体制打倒を企て武力を用いようとした場合のみであり、反対意見の表明は阻止しなかった。イマーム・アリーの体制下では、反対者は意見表明の自由を享受していたのである²⁰。

(ホ)イマーム・アリーの体制において最も特筆すべき点は、公正('edalat)を実現しようとしたことである。イマーム・アリーは公正を求めたが故に暗殺されたのである。イマーム・アリーはたとえ 圧制に敗れても、圧制に対し沈黙はしないのである。イマーム・アリーは、公正が実現されないならば、統治することには何の価値もないと述べている。

(へ)イマーム・アリーは人民に対し、自分が貴方たちに対し権利があるように、貴方たちも自分に権利がある、と述べている。イマーム・アリーにとって、人民は義務のみを負い統治者に服従する存在ではなく、権利の享有主体である。もとより、公正な統治者の条件とは、人民の権利を擁護することである。イマーム・アリーは、人民が体制に義務を負うのと同様、体制が人民に対し責任と義務を負うことを教えている。イマーム・アリーは人民に対し、人民が権利を有すること、人民が自らの権利を獲得すべきことを奨励する。イマーム・アリーは人民に対し、貴方たちは自由であり、何人の奴隷であってもならない、と述べる。これは、人間に対し、神以外の何者にも屈服してはならない、との教えである²¹⁾。

以上のイマーム・アリーが統治した期間に目指された社会の特質は、 宗教・道徳的価値と理性の価値に基づく体制、 個人の尊厳(個人は宗教の差別なく人間であるがゆえに尊厳を有する)の尊重、統治者に対する人民の権利の保障、 反対意見表明の自由、 公正の実現を目指す体制、 人民に対し統治者が責任を負う体制、に要約出来る。

(3) 人間の自律権を是認するシーア派イスラーム解釈

ハータミーは、イマーム・アリーが目指した統治体制が人民の権利を尊重し人民の意思に基づく体制であったことの根拠を、シーア派イスラームの教えに見出す。すなわち、シーア派においては神の創造のみならず被造物の領域においても公正が存在すると信じられているが、被造物の領域において公正の存在を認めるためには、人間の知性・理性・意思が働くことが前提条件となる(Ibid., p.48)。このことは、神が人間を意思、選択する能力のある存在として創造したことを裏付けるものである(Ibid., p.50)。ゆえに「シーア派の考え方に基づけば、人間は自己の運命決定に役割を有する。すなわち、世界と人間の支配者である神は、人間に対し自らの運命を支配する許可を与えたのである。ゆえにイマーム・アリーは(中略)自身の公正な統治体制確立を人民の選択に基づかせたのである」(Ibid., p.50)。ハータミーが国民の自律権を擁護する主張は、このようなシーア派イスラーム解釈に裏付けられている。更に、ハータミーは「社会に様々な考えが存在することは、[神の]創造のなせる業である。(中略)人間には選択する力があるがゆえに、人間どうしには見解の相違が存在する」(Mardomsalari, pp.89-90)として、人間の自律権を是認するシーア派イスラーム解釈の帰結として、多元主義、多様な見解の存在、思想の自由を擁護する。「人権の尊重は、我々の宗教的教えと命令の当然の帰結である」(Eslam, p.25)とのハータミーの発言は、このような文脈で理解することが出来る。

(4)イスラーム市民社会の特質

ハータミーは、上記の一連の考察に基づき、自身が想定する「イスラーム市民社会」という理想社会を、以下のように規定する(*Ibid.*, p.25)。

- (イ)イスラーム市民社会においては、人間は、人間であることによって尊重され、その権利は尊重 される。
- (ロ)イスラーム市民社会においては、神が市民に対し自己の運命を支配する権利を与えたが故に、 市民は自己の運命を決定する権利、政府を監督する権利、統治者に質問する権利を有する。
- (ハ)イスラーム市民社会においては、体制は国民の奉仕者であって、国民の主人ではなく、国民に対し説明責任を負う。
- (二)イスラーム市民社会においては、ムスリムのみならず全ての人間が法の枠内で権利を享受し、 この人間の権利の擁護は体制の最重要義務である。

2. ハータミーによるイスラーム革命の意義付け

ハータミーは、「我々は、イランにおいて、イスラーム革命によってこの[イスラーム市民社会確立に向けた]輝かしい歩みを開始した」(*Ibid.*, p.26)と述べ、現代において、このようなイスラーム市民社会を確立し、衰退したイスラーム文明を再興させるための先駆的運動が、イランのイスラーム革命であると位置付ける。この発言の背景には、イマーム・アリーに関するハータミーの前述の考えに基づく「イスラーム革命は、実現されぬまま損なわれてしまった預言者に与えられた二つの神の啓示、

すなわち真実の提示及びこの真実に基づくイスラーム体制確立の双方を復活させるものである」
(*Mardomsalari.*, p.161)との思想が存在する。

同時に、「イスラーム革命の最重要の功績は、イランの気高く有能な国民が自身の運命を支配する権利を行使する可能性を見出した点にある」(*Eslam.*, p.197)としており、同氏にとってイスラーム革命は専制と植民地主義者の下にあったイランにおける民主主義確立の過程としての意義も有する。そして「イラン・イスラーム共和国とは、このような革命の成果である」(*Ibid.*, p.197)。

3 . ホメイニーのダイナミックなイジュティハードに基づく「イスラーム共和制」と「憲法」

ハータミーは、「イスラーム革命及び体制は、ホメイニー師が表明したようなダイナミック(puya)で効果的なイスラームのイジュティハードに基づいたものである」(*Mardomsalari*, p.161)として、ホメイニーが「イスラーム体制」や「カリフ制」ではなく「イスラーム共和制」を選択したのは、ホメイニーがダイナミックなイジュティハード(ejtehad-e puya, 時代と場所のニーズを重視したイジュティハード)を行った結果であることを強調する。「ホメイニー師は、今日の世界がその意味を理解し得る制度であるとともに、イスラームの内容を実現するための枠組として共和制を提示した」(*Ahzab*, p.17)。「「イスラーム共和制における」イスラームとは、故ホメイニー師が親しみ、国民によって受け入れられたところのイスラームである。(中略)イスラーム共和制とは、国民の意思が「全てを」決定する体制である。(中略)社会の中軸、社会の運命は国民の掌中にある」(*Mardomsalari*, pp.149-150)。

更にハータミーは、ホメイニーによるイスラーム解釈、ホメイニーが目指したイスラーム体制のあり方が現行憲法に規定されていることを強調し、イスラーム共和制と憲法がホメイニーの意思に基づくことを根拠に、憲法に規定されている国民の自律権と自由を擁護するのである。

「この革命は故ホメイニー師を中軸に、ホメイニー師の指導の下に達成された。ゆえに、当然ホメイニー師の考えに基礎を置いており、国民もホメイニー師の考えに賛成票を投じたのであった。(中略)実際、ホメイニー師が憲法の編纂と採択を強調したがゆえに、革命後1年も経たぬうちに憲法が国民投票にかけられた。(中略)これは、憲法の枠内で法的制度を形成することを目指したホメイニー師個人の尽力によるものであった。(中略)今日、我々の体制の本質は憲法の中に明らかにされている」(*Ibid.*, pp.51-52)。

「[故ホメイニー師が提示し、それに基づき革命が行われたところの] イスラーム解釈においては、国民が自らの運命を支配する権利、国民が人間的で尊重される生活を享受する権利、国民が自らの思想を表明する自由権、その他憲法が規定する様々な権利が承認されている」(Ibid., p.34)。

「我々の社会には、確かにイスラームに対する様々な解釈が存在する。ある人は、国民が自ら選択を行うことは相応しくない、国民には後見人が必要である、と考えている。(中略)この解釈は、イスラーム革命に則った解釈ではない。なぜなら、国民、故ホメイニー師、最高指導者によって承認され

た明確な文書、すなわち憲法では、国民が自らの運命の支配者であると明確に規定されているからである」(Touse'e, pp.88-89)。

このようなハータミーの考えに基づけば、憲法の規定を実施することこそが、ホメイニーの目指したイスラーム体制(すなわちヴェラーヤテ・ファギーフ)や革命を擁護することになる。「自分は憲法を擁護することがヴェラーヤテ・ファギーフを擁護することであると確信している」(*Ahzab*, p.17)、「革命を護ることは、すなわち憲法を擁護することである。(中略)もし憲法を擁護することが出来たならば、それはイスラームを擁護したことになるのである」(*Mardomsalari*, p.73)、「憲法からの逸脱は、イスラームからの逸脱である」(*Ibid.*, p.163)というハータミーの発言はこの考えを示したものである。以上から、ハータミーが大統領選挙への出馬前に最高指導者ハーメネイーとの会見で憲法の完全な実施を訴え、また大統領就任後もこの点を強調し続けてきた理由が理解される。

結論

1. ハータミーの政治思想確立過程と政治思想の要約

ハータミーは、文化・イスラーム指導大臣時代に、イランのイスラーム体制を存続させていくための対処法として、 西洋文明の前向きな側面を学ぶことによりイスラーム体制を強化し、 ホメイニー等が主張したダイナミックなイジュティハードを行い、このようなイジュティハードによって西洋思想に対抗し得る新たな思想を構築することを提案した。

その後、ハータミーは西洋及びイスラームの政治思想史を研究し、イスラーム世界が衰退した原因が武力に依存し宗教色を得た「専制」にあること、「専制」がイスラーム社会に本来存在した統治者と人民の双務的契約関係を統治者の一方的支配の関係に変質させたこと、また「専制」がイスラーム世界における政治思想の発展を阻害し、イスラーム世界に「専制かぶれ」(英雄待望論、他者への寛容の精神の欠如、法律嫌い)の弊害をもたらしたことを論じた。

これらの研究と考察により、ハータミーは、イスラーム世界再興のために必要なことは専制の防止及び専制かぶれの克服であると考えるに至ったが、ハータミーは、そのために有効な西洋文明の思想的成果である立憲主義に類似する思想が初期イスラーム社会及びシーア派イスラームの論理の中に存在することを示し、「イスラーム市民社会」の概念を提示した。そして、イスラーム文明再興のために必要な最初の取り組みがこの「イスラーム市民社会」の確立であり、イランにおけるイスラーム革命こそ「イスラーム市民社会」確立に向けたイスラーム世界の運動の先駆けであると位置付けるとともに、このイスラーム革命がホメイニーのダイナミックなイジュティハードに基づき行われたこと、そしてホメイニーのダイナミックなイジュティハードにより選択された体制がイスラーム共和制であることを示し、そのようなイスラーム共和制とその内容を規定した憲法を擁護し完全に実施することこそがイスラーム革命を護りイスラーム体制を存続させることになると主張する。

2 . 考察

本研究によって、ハータミーの政治思想確立に向けた考察が、ハータミー自身が提案した対処法(西洋文明の前向きな側面を学ぶこと、及び 現代世界に適合し得るイジュティハードによる西洋思想に対抗し得る新たな思想の構築)の実践そのものであったことが明らかとなった。換言すれば、ハータミーはBimにおいてその出現を待望した「宗教的知識人」22)としての役割を自身が果たそうとしたのである。ハータミーはBimにおいて「今日、宗教体制確立の試みは、宗教が人類の諸問題を解決する能力を有し、現在及び未来の人間に次々と生じる新たな質問に答える能力を有するのみならず、理論上も実際的にも他の思想・理念に勝っていることを人々に納得させることが出来る場合にのみ、成功するであろう」(p.35)と記したが、大統領就任後の演説では「自分は、この[国民が自らの運命の支配者であるとの]見解のみが、今日の世界において機能し、また他のシステムや理念に対し述べることが出来る主張を有し、対話と議論が可能となるのだと確信する。(中略)今日の世界に存続することが可能であり、世界に語るべきものがあるイスラームとはこのようなイスラームなのである」(Touse'e, pp.88-89)と述べている。この発言からは、ハータミーが自身の問題提起への回答として提示した政治思想を、現行イスラーム体制を存続ならしめる思想として位置付けていることが理解されよう。

また、本研究によって、ハータミーが「イスラーム市民社会」の概念を、人間の理性を重視し自律権を認めるシーア派の論理によって裏付けると共に、そのような社会の模範をイマーム・アリーが神の啓示を正しく理解して残したところの「正しい統治方法と良い社会の確立方法」に求めていることが示された。すなわち、ハータミーの政治思想の論理は、西洋思想を基礎とするものではなく、イスラームを基礎とし、その中でも神の啓示の真実を預言者からイマームが受け継いだとするシーア派イスラームへの解釈を基礎としていることが明らかにされた。

他方、ハータミーが提示するところの「イスラーム市民社会」は、ホメイニーのダイナミックなイジュティハードに基づくイスラーム革命によって築かれた「イスラーム共和制」と同一のものとして論じられていない点に留意すべきである。ハータミーにとってイスラーム革命は「イスラーム市民社会」確立に向けた一歩に過ぎず、現行憲法の完全な実施は、ハータミーが目指す「イスラーム市民社会」実現の一過程として位置付けられるものと理解される。換言すれば、ハータミーにとって「イスラーム市民社会」確立は憲法の完全な実施で終わるものではない。ハータミーの政治思想には、現体制を一層民主的制度に変革することを受け入れる余地があるのである。

(注)

- 1. 佐野東生「イラン大統領選におけるハータミー師の勝利 その前後の状況と同師の思想を巡って 」(『イスラム世界』第52号、1999年、86頁 ~ 99頁)
- 2. 富田健次「現代イランの政治思想の側面 西欧的諸価値とイスラーム 」(『現代の中東』 No.28、2000年、72頁 ~ 88 頁)、及び富田健次「ホメイニーの思想と現代」($R\cdot M\cdot \pi$ メイニー『イスラーム統治論・大ジハード

論』(平凡社、2003年)解説、291頁~304頁)

- 3. Seyyed Mohammad Khatami, "Vizhegi-ha-ye Shakhsiyati-ye Ayattollah Ruhollah Khatami", *Iran*, 6 Aban 1380を参昭
- 4. 1961年にコム神学校に入学しイスラーム神学を学ぶと共に、65年にエスファハーン大学に入学し哲学を学んだ。エスファハーン大学ムスリム学生協会で政治活動を開始したハータミーは、ホメイニーの次男アフマドと共に活動した。70年にハータミーはテヘラーン大学大学院修士課程に入学し、教育学修士号を取得した。その後更にコムで哲学及びイスラーム法解釈を研鑚した(以上、ハータミーの公式サイトwww.president.irより)。また、ハータミーはモタッハリーから3,4年間授業を受け、それ以前にもモタッハリーの著書を読んでいた(Zanan, p.104)。
- 5.2004年7月11日テヘラーンでの著者のインタビューにおける マーシャアッラー・シャムソルヴァーエズィーン (Mashallah Shamsolva'ezin, ハータミー政権後、改革志向の新聞「ジャーメエ」を発刊。現在、イラン報道の自由擁護委員会スポークスマン)の証言。同氏はハータミーと渡独以前から知り合いであった。
- 6. 2003年11月11日テヘラーンでの著者のインタビューにおけるシャムソルヴァーエズィーンの指摘。
- 7. 上記注6. のインタビューにおけるシャムソルヴァーエズィーンの証言。同氏は当時「ケイハーン」紙編集委員であった。
- 8. 上記注5. のインタビューにおけるシャムソルヴァーエズィーンの指摘。同氏によれば、ハータミーはイランにおける政治思想の衰退過程を分析した哲学者タバータバーイーから父親以上の影響を受けた。なお、ハータミーは *Donya*の序文 (p.6) で、タバータバーイーから多くを学んだ旨、同氏から *Donya*の内容についてコメントを得た旨記している。
- 9. 2004年3月27日東京での著者の質問に対し訪日中のキャディーヴァルが述べたところによれば、ハータミーは大統領選挙出馬前まで教員養成大学にてキャディーヴァルの同僚として勤務し、ハータミーが発行許可を得ていた雑誌編集の会議を月1回開催していた。
- 10. Hamid Kaviyani, *Ramz-e Piruzi-ye Yek R'eis-e Jomhur*, Zekr, 1378, p.111及び *Touse'e*, p.92。憲法の重要性 をハーメネイーに指摘したとの言及は*Mardomsalari*, p.53及び *Ahzab*, p.16にも見られる。
- 11. ハータミーの大統領選挙出馬表明後初の演説(1997年2月1日)の内容(Kaviyani, *op.cit.*, pp.120-121)も、このことを裏付けている。
- 12. 同書は、1986年にテヘラーン大学で行われた1回の講演と、91年にテヘラーン大学及びアッラーメ・タバータバーイー大学で行われた4回の講演を集成したもの。
- 13. ハータミーは、Bimの別の箇所で、イランの近代史において西側に対し誤った対応の一つとして、「全面的拒絶(enkar va nafi-ye kamel)」を挙げている(p.105)。すなわち、全面的拒絶の対応を行った者たちは、時代の変化を理解せず、敵を正しく理解する努力を怠り、西側との接触を断てば、西側の影響を阻止することができると考えた。彼らは西側をよく知ること、西側に対抗するための思想的準備を怠った。これは却って、西側が文化・社会行政面で影響力を有する余地を与えることとなり、イスラームが後退を余儀なくされることとなった。そして、人々から「宗教はいかなる変化・革新にも反対するものであり、社会の現実の問題を解決する力がない」と考えられるようになり、宗教及び宗教者が社会生活面から姿を消すという結果をもたらした(pp.109-112)。
- 14. ハータミーは、文明は互いに影響を与え合っているとの考えに基づき、後に、イスラーム世界側におけるイスラーム市民社会確立の必要性を論じる一方、イスラーム世界側も西洋近代文明の行き詰まりに対し前向きな貢献を行い得るとして、イスラームと西洋間の知的対話を提唱する。この点に関するハータミーの考えを要約すれば以下の通りである(Donya, pp.286-291, Mas'ud La'ali (ed.), Khatami, az Che Miguyad?, Azadi-ye Andishe, 1378, pp.110-111, pp.373-375)。 西洋近代文明は物質的自由の実現を目指してきたが、この自由は内面的束縛からの解放をないがしろにしてきたために人間生活に重大な問題を引き起こしており、今や西洋近代文明は危機に瀕している。 他方、イスラーム世界も肉欲や物欲といった内面的束縛からの解放を追及してきた一方、政治的社会的自由をないがしろにし、長い専制に苦しんできた。 ゆえに、イスラーム世界が西洋文明の政治思想から学び、西洋世界がイスラームの精神性・道徳性に学ぶという、相互の長所を学びあう作業により、西洋文明とイスラーム文明双方の危機・衰退を克服すべきである。

ハータミーは大統領就任後、この思想を「文明間の対話(goftogu-ye tamaddon-ha)」というキーワードを用いて表明するようになったが、これはイスラーム世界側からの西洋との対話・融和路線の提唱という側面と共に、西洋主導のグローバリズムに対し自らの差異を承認させようとするイスラーム世界側からの防衛的反応としての側面も有しており(Patrick Smith, "The Indigenous and the Imported:Khatami's Iran", *The Washington Quarterly*, Spring 2000, pp.35-53のうち、特にpp.47-50を参照)、イランにおけるイスラーム体制の存続とイスラーム世界の再興が念頭にあると考えられる。

15. *Bim*の別の箇所で、ハータミーは宗教に関し、(1)世俗の権力者が、自身の専制を行う都合上宗教の教えを権力者の都合のよいように改ざん・歪曲した、また(2)守旧主義(tahajjor)の宗教者が、特定の民族・社会における特定の時代の人間の相対的で限定的な解釈を神聖で完全なものとして社会に適用したためにこの解釈が新しい時代の要請に応えられず宗教を社会から遠ざけた結果、宗教が衰退したとし、宗教再興のためには世俗の権力者の専制と宗教者の守旧主義と闘う必要があると指摘する(pp.21-22)、ハータミーはこのうち(2)については*Bim*において詳細に論じ、(1)については後の著書*Ain*でより具体的に分析している。

16. ハータミーは、バーキル・サドルについても、同氏が人間生活及び人間のニーズの変化について言及するとともに、イスラーム体制が有効であり続けるための条件としてイスラーム体制が柔軟性を受け入れる必要性 (lozum-e en'etaf paziri) について強調していると指摘する(p.121)。

17. 『「都市」という世界から「世界」という都市まで』は、ハータミーが1992年から93年にかけてアッラーメ・タバータバーイー大学哲学上級専門課程において行った西洋政治思想史に関する講義を基にまとめたもの。同書では、西洋政治思想が古代ギリシャ・ローマ世界、中世キリスト教社会、ルネサンス、近代革命を経て、政治思想から宗教性と道徳性を排除しながら発展し、現在のリベラリズムに辿り着いた過程をレビューすると共に、中世キリスト教社会と比較してイスラーム社会で政治思想が発展しなかった原因についての考察(第6章)、西洋文明の現在の到達点であるリベラリズムの功罪についての検討を踏まえた、あるべきイスラーム世界側の西洋文明への対応についての考察(終章)を行っている。

『専制に捕らわれた宗教と思想』は、1993年及び94年の2回に亘り、教員養成大学政治学科上級専門課程において行われた講義を基にまとめたもので(但し同書は大統領就任後に出版された)、イスラーム世界が専制に捕らわれた時期である約12世紀の間に専制がイスラーム世界に根付いていった経緯を、イスラーム政治思想の展開に則して論じたもの。ハータミーは、イスラーム史の専制時代において、唯一ファーラービーが人民と体制の関係を民主的思想で論じたことに光を当てるとともに、その後のイスラーム思想家がもっぱら専制を(サーサーン朝ペルシャの王朝を手本として)正当化する論理を展開した様を、代表的思想家の著作に当たりつつ詳述している。なお、同書の序文及び結論部分は、大統領就任後に書かれたため(Touse'e, p.86, Mardomsalari, p.84参照)、同書本文の内容より考察が一層進められており、大統領就任後に展開されるハータミーの政治思想に基づく内容となっている。18. 全6冊の演説選集は、ハータミーが大統領就任後最初の3年間に行った565回の演説(Mardomsalari, p.8)のうち、125回の演説を収録したもの。

19. Mas'ud La'ali(ed.), op.cit., pp.109-111

20. ハータミーは他の演説でも「人民の権利について最初に発言したのは、西洋近代文明勃興以前、イスラームの統治者であるイマーム・アリーであった。(中略)今日の世界において、体制に対する忠告や批判は社会及び個人の権利であるが、(中略)イマーム・アリーは『自分[統治者]の社会に対する権利は忠告することである』と述べている。すなわち、体制への批判や忠告は社会の[権利ではなく]義務だというのである」と述べている(*Ahzab*, pp.49-50)。

21. Mardomsalari, pp.18-19でも体制と人民の双務的関係を述べたアリーの言葉を引用し、アリーの目指した社会では体制に対する人民の権利が保障され、体制が明確な枠組の内で権限を行使することが求められた旨述べている。 22. Bim, pp.202-205. ハータミーは、イランにおいて欠如し、あるいは脆弱なのは、宗教性と知性を兼ね備えた宗教的知識人の存在である、宗教的知識人とは、その時代の人間の問題を理解し、人間の運命に責任感を有し、理性と自由を尊重するとともに、宗教的使命感を有している人物の存在であり、このような人物をイスラーム体制は必要としている、と述べている。